

宮崎県中小企業団体中央会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年9月1日～令和11年8月31日までの3年間

2. 内容

【目標1】

男性職員の育児休業取得を推進し、計画期間内に該当する職員の育児休業の取得率を以下の水準以上とする。

男性職員の育児休業・出生時育児休業取得率 50%以上
女性職員の育児休業取得率 80%以上

<対策>

○令和8年9月～

職員に対し、育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

○令和9年1月～

復帰後の働き方への配慮等、不安を解消する相談体制を整える。

【目標2】

全職員の年次有給休暇の取得率を平均60%以上とする。

<対策>

○令和8年9月～

夏季休暇や年末年始休暇などの休暇と併せて、有給休暇を取得するように促す。

○令和9年1月～

職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、60%を取得していない職員に対し、計画的な取得について説明し、取得を促進する。